

関西電力からの報告の概要
(17日11時42分までに受けたもの)

○3台あるSGの伝熱管全数(※1)について、健全性を確認するためECTを実施。

○その結果、A-SGの伝熱管1本、C-SGの伝熱管1本に有意な信号指示が認められた。A-SGの伝熱管1本は高温側の管支持板部付近(※2)に外面からの減肉とみられる信号指示、C-SGの伝熱管1本は高温側の管板部(※3)の管軸に沿った内面きずとみられる信号指示だった。

○以上から、本日11時00分、実用炉規則第134条第3号に定める、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において当該機器等が技術基準規則第18条及び第56条に定める基準(※4)に適合していないと認められたときに該当すると判断。

○今後、有意な信号指示があった伝熱管の調査を実施する。

○本事象による環境への影響はない。

※1：過去に施栓した伝熱管を除きA-SGで3,269本、B-SGで3,246本、C-SGで3,261本、合計9,776本。

※2：伝熱管を支持する部品。

※3：伝熱管が取り付けられている部品。

※4：使用中の亀裂等による破壊の防止に係る基準。第18条は安全上重要な機器等を対象とし、第56条は常設重大事故等対処設備に属する機器等を対象としている。